



2021年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社 グラフィコ
代表者名 代表取締役社長CEO 長谷川 純代
(コード番号:4930 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 CFO 兼管理本部長 甲 正 彦
(TEL. 03-5759-5077)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、2021年8月26日開催の取締役会において、2021年9月29日開催予定の第25期定時株主総会で定款の一部変更が承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更及び役員の異動を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

2021年9月29日開催予定の第25期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年9月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年9月29日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2021年9月29日付）

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
長谷川 純代	代表取締役社長 CEO	代表取締役社長 CEO	再任
水谷 直人	取締役 COO 兼企画本部長	取締役 COO 兼企画本部長	再任
秦 俊二	取締役 CSO 兼営業本部長	取締役 COO 兼営業本部長	再任
甲 正彦	取締役 CFO 兼管理本部長	取締役 CFO 兼管理本部長	再任
遠藤 幸子	取締役兼商品本部長	常勤監査役	新任
池田 良介	社外取締役	社外取締役	再任

（2）監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
中尾田 隆	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
前川 研吾	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
川渕 純治	社外取締役 監査等委員	—	新任

以上

【別紙】

(下線部が変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 第1章 総則 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 第1章 総則 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p>
<p>第6条～第11条 第2章 株式 (条文省略)</p>	<p>第6条～第11条 第2章 株式 (現行どおり)</p>
<p>第12条～第18条 第3章 株主総会 (条文省略)</p>	<p>第12条～第18条 第3章 株主総会 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は<u>11名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は<u>15名以内</u>とする。 <u>2 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 (新設) 当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>2</u> 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>2</u> 当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。 <u>3</u> 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条～第25条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第23条～第25条 (現行どおり) <u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条～第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第30条 当社の監査役は4名とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u> <u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>4 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程で別に定める。</u> (常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 <u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬) <u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 <u>第43条～第46条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 <u>第33条～第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬) <u>第35条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 <u>第36条～第39条</u> (現行どおり)</p>

以上